

7 計画のフォローアップ

(1) 耐震化の進捗管理

本促進計画の対象建築物等については、耐震化の進捗状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて、所有者等に補助制度の活用意向などを詳細に聞き取り、円滑な制度運用を通じて、耐震化を着実に促進していきます。

(2) 計画の見直し等

本促進計画は、国の基本方針、本市上位計画（1(2)参照）および耐震化の目標達成状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

なお、本促進計画を実施するにあたり必要な事項は別途定めます。